

手数料のご案内

申立てのときの手数料

1件 **10,000円**

※申立手数料は紛争額にかかわらず。
※相手方が応じない場合等は、7,000円を
返金します。

少額紛争で
お悩みの方に
朗報!

解決したときの手数料

一例) 紛争解決額100万円未満で

15,000円

和解が成立した場合、又は仲裁判断がなされた場合は、下の
表を基準に、申立人・相手方のそれぞれの負担額を決めます。

紛争解決額	標準額
0～100万円未満	15,000円
100万円以上～200万円未満	20,000円
200万円以上～500万円未満	30,000円
500万円以上～1,000万円未満	50,000円

事案により、成立手数料を30パーセントの範囲で増減する場合があります。

紛争解決額が1,000万円以上の場合は、お問い合わせください。

次の団体の協力により運営しています

大阪弁護士会 大阪司法書士会
大阪土地家屋調査士会 (公社)大阪府不動産鑑定士協会
(一社)大阪府宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会大阪府本部
日本公認会計士協会近畿会 (一社)大阪府建築士事務所協会
(公社)大阪社会福祉士会 大阪府社会保険労務士会
(公社)大阪府建築士会
近畿税理士会 特定非営利活動法人消費者ネット関西
全大阪消費者団体連絡会 (公社)消費者関連専門家会議
特定非営利活動法人消費者情報ネット
(公社)全国消費生活相談員協会 大阪府臨床心理士会
大阪府 大阪市 堺市 東大阪市 大阪府市長会

お問い合わせ先

06-6364-7644

(お問合せ時間 平日 午前9時～午後5時) ※正午～午後1時は除く

<http://www.minkanchoei.or.jp>

〒530-0047
大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1F



交通手段

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口①から徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



公益社団法人

民間総合調停センター

[ADR認定機関]

(法務大臣 認証番号 第43号)

06-6364-7644

裁判せずに、迅速に低費用で紛争を解決しませんか?
トラブルの内容に応じた専門家が幅広い民事紛争の
問題解決のお手伝いをいたします!!



公益社団法人 民間総合調停センター

民間総合調停センターとは？



専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が協力し、公益社団法人として運営している裁判外紛争解決機関(ADR機関)です。

民事上の紛争の内容に応じ、紛争に適した専門家が、公平・中立な第三者の立場として、手続に関与することにより、公正・迅速・低費用で解決することを目指した機関です。

以下のような民事上のあらゆる紛争の解決に利用できます。

- 金銭貸借に関する問題
- 交通事故に関する問題
- 消費者問題
- 不動産・住宅に関する問題
- 建築紛争に関する問題
- 相続に関する問題
- 近隣に関する問題
- 境界問題
- 夫婦、親子間の問題
- 労働問題
- 医事紛争問題
- 福祉に関する問題
- 高齢者・障がい者に関する問題
- 知的財産に関する問題 など

どのような紛争に利用できる？



解決までの時間は？



事案の内容や期日での話し合いの進捗状況にもよりますが、相手方が手続に応じた後、第1回期日(話し合い)から、3回程度(3か月程度)で解決するように努力いたします。

手続の内容・流れ

和解あっせん手続

和解あっせん人が、公平・中立な第三者の立場として、当事者双方から、事情、意向を聴取し、専門的知識を活用することにより、公正かつ迅速に解決できるよう支援する手続です。

※手続は非公開で行われますので紛争の内容が外部に漏れる心配はありません。また、和解あっせん手続のほかには仲裁手続もあります。

当事者からの書面による申立て

【受付】本センター事務局(大阪弁護士会館1階)

- ・申立書等必要書類
(書式は本センターにあります。もしくはHPからダウンロードできます。)
- ・申立手数料 1件10,000円

和解あっせん人(専門家3名)の選任

本センターから相手方への意向確認

相手方に対して、申立書、第1回和解あっせん期日と場所、和解あっせん人の氏名、和解あっせん手続の概要を送付し、相手方が手続に応じるかどうかを確認いたします。

手続に応じない

事実関係・事情を聴取することなく手続終了。

手続に応じる

期日において、和解あっせん人が当事者双方から事実関係・事情を聴取いたします。
※なお、当事者双方の合意が得られた場合は、仲裁手続に移行する場合がございます。

仲裁手続へ移行

※詳しくは事務局へお問い合わせください。

和解不成立 手続終了

和解成立

和解契約書作成

※解決した場合、成立手数料・費用を当事者双方で分担して納付していただきます。

申立書の書き方は？



当センターでは、申立てを検討又は希望しているが、手続の概要や申立書作成方法がわからない方に対して、申立書の作成方法を説明、またはアドバイスさせていただく「申立補助制度」を実施しています。

ご利用をご希望の場合は、下記の要領にてご予約のうえ、ご利用ください。

要領等

実施日時：毎週火曜日と金曜日(祝日除く。)の13時~14時
もしくは14時~15時の1時間ずつ

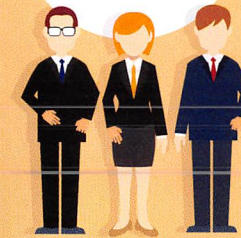
相談場所：大阪弁護士会館1階(大阪市北区西天満1-12-5)

相談担当：弁護士または司法書士1名とその他の士業等から1名の計2名で相談に応じます。
※なお、法律相談はできません。

予約方法：民間総合調停センター(TEL:06-6364-7644)に電話又は来会にて予約してください。

本センターでは、原則、1事件につき、申立ての内容に応じた和解あっせん人(専門家)を3名(うち1名は必ず弁護士)選任します。

3名の専門家が和解あっせん人となります！



【例】①交通事故の場合
弁護士に加えて、司法書士、消費者団体に所属する委員。

②建築物に関する紛争の場合
弁護士に加えて、建築士、不動産鑑定士または宅地建物取引士。

③土地の境界問題の場合
弁護士に加えて、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士または宅地建物取引士。